6　会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（償還計画）

第八条の七　センターは、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2　文部科学大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（資本金の特例）

第八条の八　特定業務が行われる場合における第五条第二項から第五項までの規定の適用については、これらの規定中「政府」とあるのは「政府及び政令で定める地方公共団体」と、同条第二項中「スポーツ振興基金」とあるのは「スポーツ振興基金又は附則第八条の三第一項に規定する特定業務に必要な資金」とする。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中独立行政法人日本スポーツ振興センター法第三条の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第二十四条第一項の改正規定、同法附則第六条第八項及び第九項の改正規定並びに同法附則第八条の次に七条を加える改正規定（同法附則第八条の二から第八条の五までに係る部分に限る。）並びに次条の規定　公布の日

二　附則第三条の規定　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第　　号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

2　第二条の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条の二及び第八条の三の規定は、平成二十五年度以後の事業年度におけるスポーツ振興投票券の売上金額について適用する。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条のうち独立行政法人日本スポーツ振興センター法第十五条第一項第七号の改正規定中「第十五条第一項第七号」を「第十五条第一項第八号」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の項の次に次のように加える改正規定のうち四十七の四の項中「第十五条第一項第六号」を「第十五条第一項第七号」に改める。

（見直し）

第四条　第二条の規定による改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第八条の三第一項に規定する特定業務に係る同法の規定については、この法律の施行後七年以内に、国際的な規模のスポーツの競技会の我が国への招致又はその開催の状況を踏まえた当該規定の抜本的な見直しが行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年五月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十二号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第一節　避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置（第七条―第十七条）」を「第一節　避難解除等区域復興再生計画及びこれに基づく措置
第一款　避難解除等区域復興再生計画（第七条）
第二款　土地改良法等の特例等（第八条―第十七条）
第三款　企業立地促進計画及びこれに基づく措置（第十八条―第二十五条）」に、「第二節　課税の特例等（第二十六条―第二十八条・第十九条）」を「既存の事業所に係る個人事業者等に対する課税の特例等（第二十六条―第二十八条）」に、「第三節　公営住宅法の特例等（第二十条―第二十五条）」を「第三節　避難指示区域から避難している者の生活の安定を図るための措置
第一款　公営住宅法の特例等（第二十条―第二十五条）
第二款　生活拠点形成事業計画及びこれに基づく措置（第二十六条―第三十七条）」に、「第二十六条―第三十九条（第二十九条―第三十四条）」を「第三十九条―第五十条」に、「第三十八条―第五十条」を「第五十一条―第六十三条」に、「第五十一条・第五十二条」を「第六十四条・第六十五条」に、「第五十三条―第五十七条」を「第六十六条―第七十条」に、「第五十八条―第六十三条」を「第七十一条―第七十六条」に、「第六十四条―第六十九条」を「第七十七条―第八十二条」に、「第七十条」を「第八十三条」に、「第七十一条―第七十五条」を「第八十四条―第八十八条」に改める。

第四条第四号ニ中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示を行うことの指示

第五条第二項第五号中「第三十八条第一項」を「第五十一条第一項」に改め、同項第七号中「第五十八条第一項」を「第七十一条第一項」に改める。

第三章第一節中第七条の前に次の款名を付する。

第一款　避難解除等区域復興再生計画

第七条の見出しを削り、同条第二項中「わたるもの」の下に「及び現に避難指示（第四条第四号イに掲げる指示であるものを除く。）の対象となっている区域（同条第五号に規定する近く避難指示が全て解除される見込みであるとされた区域を除く。）におけるもの」を加え、同条の次に次の款名を付する。

第二款　土地改良法等の特例等

第十三条第二項中「第四十五条第二項第二号」を「第五十八条第二項第二号」に改める。

第十七条第一項中「避難解除等区域において」を削る。

第七十五条を第八十八条とし、第七十一条から第七十四条までを十三条ずつ繰り下げる。